

令和 4 年 5 月 11 日答申

事件番号 令和 3 年 (審) 第 7 号

審査請求人 ○○○○

処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、処分庁が令和 3 年 8 月 13 日付け区納発第○○号で審査請求人に対して行った差押処分（以下「**本件処分**」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求を棄却すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、審査請求人が滞納していた税金（令和 2 年度 2 期、3 期及び 4 期の特別区民税・都民税（以下「**本件徴収金**」という。))を徴収するために、処分庁が本件処分により、審査請求人が有する生命保険契約に係る満期保険金支払請求権、解約返戻金支払請求権、利益配当金支払請求権及びその他全ての支払請求権（以下「**本件財産**」という。）を差し押さえたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求を行う事案である。

2 関係法令等

(1) 関係法令の定め

本件に関する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号。以下「**徴収法**」という。）の定めは別紙 1 に記載したとおりである。

(2) 令和 2 年 4 月 30 日付け総税企第 64 号通知

本件に関する、令和 2 年 4 月 30 日付け総税企第 64 号総務省自治税務

局企画課長通知「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱いについて」(以下「令和 2 年 4 月 30 日付け総税企第 64 号通知」という。)は、別紙 2 に記載したとおりである。

(3) 令和 3 年 1 月 15 日付け総税企第 11 号通知

本件に関する、令和 3 年 1 月 15 日付け総税企第 11 号総務省自治税務局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」(以下「令和 3 年 1 月 15 日付け総税企第 11 号通知」という。)は、別紙 3 に記載したとおりである。

3 前提事実

(1) 令和 2 年度 2 期の納期限到来と督促

ア 令和 2 年度 2 期の納期限到来

審査請求人は、令和 2 年度 2 期の特別区民税・都民税の納期限である令和 2 年 8 月 31 日までに、これを納付しなかった。

イ 令和 2 年度 2 期分の督促状送達

処分庁は、令和 2 年 10 月 1 日、令和 2 年度 2 期の特別区民税・都民税の督促状を発送し、同督促状は送達された。

(2) 徴収猶予の特例に係る申請書の送付

審査請求人は、令和 2 年 10 月 27 日、処分庁に対し、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響による事実上の廃業に伴い無収入であるため納付ができない旨の相談をした。処分庁は、要件を満たせば徴収猶予の特例を受けることができる旨を案内し、その際、納期限内の申請が要件の一つであることから、必ず納期限までに申請するよう伝えた上で、審査請求人の自宅宛に徴収猶予の特例に係る申請書を送付した。

(3) 令和 2 年度 3 期の納期限到来と督促

ア 令和 2 年度 3 期の納期限到来

審査請求人は、令和 2 年度 3 期の特別区民税・都民税の納期限である令和 2 年 11 月 2 日までに、これを納付せず、徴収猶予の特例に係る申請をすることもなかった。

イ 令和 2 年度 3 期分の督促状送達

処分庁は、令和 2 年 12 月 4 日、令和 2 年度 3 期の特別区民税・都民税の督促状を発送し、同督促状は送達された。

(4) 令和 2 年度 4 期の納期限到来と督促

ア 令和 2 年度 4 期の納期限到来

審査請求人は、令和 2 年度 4 期の特別区民税・都民税の納期限である令和 3 年 2 月 1 日までに、これを納付せず、徴収猶予の特例に係る申請をすることもなかった。

イ 令和 2 年度 4 期分の督促状送達

処分庁は、令和 3 年 3 月 5 日、令和 2 年度 4 期の特別区民税・都民税の督促状を発送し、同督促状は送達された。

(5) 滞納処分事前通告の送付

処分庁は、審査請求人から納付相談がなかったため、令和 3 年 3 月 17 日、審査請求人宛に「警告【滞納処分事前通告】 3 月 26 日期限」を送付した。

(6) 徴収猶予の特例に係る申請書提出の申出

審査請求人は、令和 3 年 3 月 29 日、処分庁に対し、徴収猶予の特例に係る申請書を提出したい旨の申出をした。

処分庁は、いずれの期も納期限を経過しており、かつ、納期限内に申請をすることができないことについて「やむを得ない理由」があったとは認められなかったため、申請を受け付けることができないと説明した。

(7) 2 度目の徴収猶予の特例に係る申請書提出の申出

審査請求人は、令和 3 年 4 月 9 日、処分庁に対し、依然として無収入

である旨の報告をし、再度、徴収猶予の特例に係る申請書を提出したい旨の申出をした。

処分庁は、再度、申請を受け付けることができないと説明した。

(8) 連絡要請書の送付

処分庁は、審査請求人から納付相談がなかったため、令和 3 年 6 月 17 日、審査請求人宛に「連絡要請書（6 / 24 期限）」を送付した。

(9) 滞納処分事前通告の送付

処分庁は、審査請求人から納付相談がなかったため、令和 3 年 7 月 12 日、審査請求人宛に「【警告】滞納処分事前通告（7 / 21 期限）」を送付した。

(10) 3 度目の徴収猶予の特例に係る申請書提出の申出

審査請求人は、令和 3 年 7 月 21 日、処分庁に対し、徴収猶予の特例に係る申請書を提出したい旨の 3 度目の申出をした。

処分庁は、1 度目及び 2 度目同様、申請を受け付けることができないと説明したほか、納期限後でも申請できる徴収猶予という制度があるものの、滞納を解消できる財産が判明した場合には猶予できないことを説明した。

(11) 徴収猶予申請書の提出

審査請求人は、令和 3 年 7 月 27 日、処分庁に対し、徴収猶予申請書を提出した。審査請求人が提出した徴収猶予申請書には、本件財産を有する旨の記載があった。

(12) 徴収猶予ができない旨と換価の猶予の説明

処分庁は、令和 3 年 8 月 13 日、審査請求人に対し、徴収猶予申請書について検討した結果、本件財産の解約返戻金が 40 万円以上あることから猶予できないことを説明し、徴収猶予の申請の有無にかかわらず、本件財産がある以上、処分庁としては差押えを行わなければならないことを

伝え、換価の猶予を提案した。

審査請求人は、換価の猶予には同意しなかった。その際、審査請求人は、本件財産の解約返戻金が 40 万円から目減りして 5 万円程度しか残っていないと述べた。

(13) 本件財産に対する差押え

ア 差押えの実施

処分庁は、令和 3 年 8 月 13 日、本件財産について差押えを行った。

イ 差押調書の送付

処分庁は、令和 3 年 8 月 24 日、審査請求人に対し、「差押調書（謄本）」を送付した。

(14) 本件処分に対する審査請求

審査請求人は、令和 3 年 8 月 30 日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

(15) 弁明書と反論書の提出

ア 弁明書（1 通目）の提出

処分庁は、令和 3 年 9 月 21 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

イ 反論書（1 通目）の提出

審査請求人は、令和 3 年 10 月 6 日付けで、審査庁に対し、反論書を提出した。

ウ 弁明書（2 通目）の提出

処分庁は、令和 3 年 10 月 22 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(16) 口頭意見陳述

ア 質問事項書の提出

審査請求人は、令和 3 年 11 月 12 日付けで、審査庁に対し、質問事

項書を提出した。

イ 口頭意見陳述の実施

大田区審理員は、令和 3 年 11 月 17 日、処分庁を出席させた上で、審査請求人から口頭意見陳述を受けた。

(17) 補充の弁明書と反論書の提出

ア 弁明書（3 通目）の提出

処分庁は、令和 3 年 12 月 7 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

イ 反論書（2 通目）の提出

審査請求人は、令和 3 年 12 月 27 日付けで、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

ウ 弁明書（4 通目）の提出

処分庁は、令和 4 年 1 月 18 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

エ 反論書（3 通目）の提出

審査請求人は、令和 4 年 2 月 7 日付けで、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

(18) 審理員意見書

大田区審理員は、令和 4 年 3 月 10 日付けで、審査庁に対し、本件処分に違法性はなく、これが不当ともいえないとして、本件審査請求を棄却すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(19) 諮問

審査庁は、令和 4 年 3 月 22 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

第 3 本件の争点

本件の争点は、以下の 4 点である。

- 1 審査請求人による徴収猶予の特例申請を受け付けずにした本件処分が不当か。
- 2 審査請求人に対する徴収猶予や換価の猶予の案内をせずにした本件処分が不当か。
- 3 審査請求人にあえてさせた徴収猶予の申請に対してこれを不許可とした上でした本件処分が不当か。
- 4 審査請求人の喫緊の生活費にあたる本件財産に対する本件処分が違法又は不当か。

第 4 争点に関する審理関係人の主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分は違法又は不当であるので、その取消しを求めらる。

- (1) 審査請求人は、感染症の影響により、経営していた会社を廃業することとなり、債権者対応に追われていたため、令和 3 年 3 月 29 日まで本件徴収金の徴収猶予の特例申請ができなかったものである。かかる事情がある場合には、なお、徴収猶予の特例の適用があるはずである。
- (2) 処分庁は、地方税につき、令和 3 年 1 月 15 日付け総税企第 11 号通知により、徴収猶予又は換価の猶予の対象となり得ること等について積極的に説明することを依頼されているにもかかわらず、令和 3 年 3 月 29 日、審査請求人に徴収猶予や換価の猶予の案内をしなかった。徴収猶予や換価の猶予の案内をせずにした本件処分は、不当である。
- (3) 処分庁は、財産調査の結果、令和 3 年 7 月 3 日に本件財産の存在を認識し、その場合、徴収猶予が適用されないにもかかわらず、その申請をさせた。その後に行われた本件処分は、不当である。
- (4) 審査請求人は、納付相談に際し、処分庁に対し、経済的に困窮している状況を繰り返し伝えているのであるから、本件財産が喫緊の生活費に

あたることを知り得た。実際、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護受給を勧めている。かかる事情を考慮せずにされた本件処分は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

以下の理由により、本件処分は適法かつ正当である。

- (1) 処分庁は、審査請求人が令和 2 年度 2 期の特別区民税・都民税の対応について相談してきた令和 2 年 10 月 27 日の時点で、要件を満たせば徴収猶予の特例を受けることができること、申請にあたっては必ず納期限までに申請する必要がある旨を案内し、審査請求人の自宅宛に徴収猶予の特例に係る申請書を送付した。それにもかかわらず、審査請求人は、納期限内に申請せず、納期限内に申請できないやむを得ない理由も認められない。
- (2) 徴収猶予や換価の猶予は、いずれも 1 年程度の短期完納を前提とした制度である。審査請求人は、一貫して分割納付を組むことが困難であり、「せいぜい月 50 円程度なら納付可能」などと説明していたので、審査請求人の状況からして、これらの制度を適用できないことから積極的な案内をしなかったものであって不当ではない。
- (3) 処分庁は、審査請求人から徴収猶予に関する相談があり、申請をしたいという強い意向があったことから、申請を受け付けたものであって、処分庁から徴収猶予の申請を積極的に案内したことはない。
- (4) 審査請求人は、本件財産を生活費に充てることや本件財産を担保に貸付けを受ける意図があることについて処分庁に明確に説明していなかった。処分庁は、地方税法 331 条に基づき、本件財産を差し押さえたものであり、本件財産は徴収法その他の法律において差押禁止財産とされていないから、適法かつ正当である。

3 審理員の意見の要旨

本件処分は、以下の理由により、処分庁が関係法令に従い、本件財産を差し押さえたものであって、違法性はなく、不当ともいえない。

なお、生活困窮を訴える滞納者に対し、生活福祉課を案内するのがルールに従った対応であるとはいえ、本件財産を有することから生活保護受給の要件を満たさないことを認識していたのであり、いくら所管部局ではないとはいえ、本件処分後に、生活保護制度を案内したことは、個別事情に即した配慮を欠く対応であったといわざるを得ない。

(1) 本件処分が違法か否か

地方税法 331 条 1 項 1 号によれば、市町村の徴税吏員は、市町村民税の滞納者において督促状が発された日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされているところ、本件徴収金については、納期限内に納付がなく、各期の滞納につき各々発送された督促状の発送日から起算して 10 日を経過しても本件徴収金の納付がなかった。

また、本件財産は、徴収法に定める差押禁止財産にあたらぬ。

したがって、本件処分に違法な点はない。

(2) 本件処分が不当か否か

ア 審査請求人は、令和 2 年 10 月 27 日、処分庁から、徴収猶予の特例について納期限までに申請する必要があることを伝えられ、申請書の郵送を受け、令和 2 年 10 月 27 日以降、徴収猶予の特例の制度及び納期限内に申請が必要であることを知っていたのであって、納期限内に申請をしなかったことについて、本人の責めに帰することができない理由があったとはいえない。

イ 審査請求人は、令和 3 年 1 月 15 日付け総税企第 11 号通知の「3」に記載される「徴収猶予の特例の猶予期間が終了する納税者等」では

なく、対象ではない。そして、徴収猶予及び換価の猶予が、適正な分割納付によって1年以内の期間に完納する制度である以上、審査請求人から伝えられた経済状況に鑑み、その適用が困難と判断して制度の案内をしなかったことが不当であるともいえない。

ウ 徴収猶予を適用できないことを認識している処分庁から積極的に案内したとは考え難い上、審査請求人が解約返戻金額は数万円程度と認識していたことに鑑みると、滞納を解消できる財産が判明した場合には猶予できない旨の説明を受けた上で、自ら滞納を解消できる財産を有していないとの認識の下、申請を行ったと考えられるから、不当な点はない。

エ 徴収法は、生活に直接影響を及ぼす財産を差押禁止財産とし、それ以外の財産については、その財産の性質から直接的な生活費にあたらなないとしているのであるから、「生命保険契約」につき生活費に該当しないと判断したことに違法又は不当な点はない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、令和4年3月22日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法43条1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年4月5日及び令和4年5月11日に開催された審査会において、調査審議した。

第6 答申の理由

当審査会は、本件処分は適法であり、かつ、不当であるとはいえないことから、本件審査請求は棄却すべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 本件処分の適法性

(1) 地方税法331条1項1号は、市町村民税の滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税

吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定している。

また、徴収法 75 条ないし 78 条は、差押禁止財産について定めている。

- (2) 本件においては、本件徴収金につき、納期限内に納付がなかったため、処分庁は審査請求人に対し、各期の滞納につき各々督促状を発送したが、各々の督促状の発送日から起算して 10 日を経過しても本件徴収金の納付がなかった。

処分庁は、かかる状況において審査請求人の本件財産を差し押さえているのであるから地方税法の定めを反するところはない。

また、本件財産は、徴収法に定める差押禁止財産にあたらぬ。

したがって、本件処分に違法な点はない。

2 審査請求人の主張について

(1) 徴収猶予の特例申請を受け付けずにした本件処分が不当か

ア 審査請求人は、感染症の影響により、経営していた会社を廃業することとなり、債権者対応に追われていたため、令和 3 年 3 月 29 日まで本件徴収金の徴収猶予の特例申請ができなかったものであって、なお、徴収猶予の特例の適用があり、徴収猶予の特例が認められていれば差押えはされなかったのであるから本件処分は不当である旨の主張をする。

地方税法附則 59 条 1 項は、「地方団体の徴収金の納期限内にされた」申請を対象とするものの、「地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む」としているため、かかる「やむを得ない理由」がないとして申請を受け付けなかったことが不当といえるか、以下検討する。

イ この点、令和 2 年 4 月 30 日付け総税企第 64 号通知は、地方税法附則 59 条 1 項の「やむを得ない理由」につき、納税者等が事業につき感

染症の影響を受けたことに伴う貸付けを受けるための手続を行っていた場合を例示する。処分庁は、これを一例として、広く本人の責めに帰することができない理由があるか否かに基づき判断する運用をしていた。

ウ 本件において、審査請求人は、令和 2 年 10 月 27 日、処分庁から、徴収猶予の特例について納期限までに申請する必要があることを伝えられ、申請書の郵送を受けている。そのため、審査請求人は、令和 2 年 10 月 27 日以降、徴収猶予の特例の制度及び納期限内に申請が必要であることを知っていた。

しかしながら、審査請求人は、徴収猶予の特例について説明を受けた後、既に納期限が到来していた令和 2 年度 2 期分について「やむを得ない理由」がある旨を説明して遅滞なく徴収猶予の特例申請をしたい旨の申出をすることもなかったし、その後に納期限が到来した令和 2 年度 3 期分及び 4 期分につき、納期限内に徴収猶予の特例申請をすることもなかった。

そして、これらの点につき、審査請求人は、債権者対応に追われていたことを挙げる。

しかし、審査請求人による徴収猶予の特例申請をしたい旨の申出は、処分庁による審査請求人に対する徴収猶予の特例の案内から 5 か月以上が経過し、かつ、「警告【滞納処分事前通告】 3 月 26 日期限」の送付後になって初めてされたものである。また、債権者対応をすることによって納税ができるようになると審査請求人において考えていたという事情もみられない。したがって、「債権者対応に追われていたこと」が本人の責めに帰することができない理由にあたるとはいえない。

そして、そのほかに本人の責めに帰することができなかった具体的な事情の説明もない。

エ したがって、本人の責めに帰することができない理由がなかったとして地方税法附則 59 条 1 項の「やむを得ない理由」がないと判断した処分庁の判断に不当な点はない。

(2) 徴収猶予や換価の猶予の案内をせずにした本件処分が不当か

ア 審査請求人は、処分庁において、地方税につき、令和 3 年 1 月 15 日付け総税企第 11 号通知により、徴収猶予又は換価の猶予の対象となり得ること等について積極的に説明することを依頼されているにもかかわらず、令和 3 年 3 月 29 日に審査請求人に徴収猶予や換価の猶予の案内をせずにした本件処分は、不当である旨の主張をする。

イ この点、審査請求人は、令和 3 年 1 月 15 日付け総税企第 11 号通知の「3」に記載される「徴収猶予の特例の猶予期間が終了する納税者等」に該当せず、同通知が周知を求める対象ではない。

そして、徴収猶予及び換価の猶予が、適正な分割納付によって 1 年以内の期間に完納する制度である以上、審査請求人から伝えられた経済状況を前提として、その適用が困難と判断し、徴収猶予や換価の猶予の案内をしなかったことが不当であるともいえない。

ウ したがって、徴収猶予や換価の猶予の案内をしなかったことに不当な点はなく、本件処分も、不当とはいえない。

(3) 徴収猶予の申請をあえてさせた上でした本件処分が不当か

ア 審査請求人は、処分庁において、財産調査の結果、令和 3 年 7 月 3 日に本件財産の存在を認識しており、その場合、徴収猶予が適用されないにもかかわらず、徴収猶予を積極的に案内してその申請をさせており、その後にした本件処分は、不当である旨の主張をする。

イ この点、審査請求人は、徴収猶予を積極的に案内したのが処分庁であると主張し、処分庁は、審査請求人から徴収猶予に関する相談があり、申請をしたいという強い意向があつて申請を受け付けたものであ

り、処分庁から徴収猶予の申請を積極的に案内したことはないと主張する。もっとも、双方の主張をそれぞれ裏付ける資料はない。

しかしながら、本件処分は、審査請求人から徴収猶予の申請があったこと又は申請が不許可とされたことを基礎として初めて可能になった処分ではなく、仮に、処分庁が審査請求人に徴収猶予を積極的に案内していたとしても、本件処分が不当であると考えべき理由はない。

ウ したがって、この点の審査請求人の主張には理由がない。

(4) 本件財産が喫緊の生活費にあたるため本件処分が不当か

ア 審査請求人は、納付相談に際し、処分庁に対し、経済的に困窮している状況を繰り返し伝えているのであるから、本件財産が喫緊の生活費にあたることを知り得たのであり、かかる事情を考慮せずにされた本件処分は、不当である旨の主張をする。

この点、審査請求人の述べる本件財産が「喫緊の生活費にあたる」とは、生命保険契約に基づく契約者貸付けを受けて住居費、光熱費、食費等といった日々の生活を営む上で現実に必要となる費用に「充てる」予定であったことを主張するものと解される。

イ しかしながら、処分庁が審査請求人のかかる主張を具体的に覚知したのは、本件審査請求書の提出日である。また、審査請求人は、本件処分以前において「本件財産の解約返戻金は、40 万円から目減りして 5 万円程度しか残っておらず、今後失効する見込みである。」と伝えていたのであるから、処分庁において、本件財産を審査請求人において喫緊の生活費に充てる予定であったことを認識できたとはいえない。

そして、処分庁は、本件財産が差押禁止財産にあたらない限り、地方税法 331 条 1 項により、滞納処分をしなければならない立場にある以上、本件処分を差し控えるという判断をすることは許されない。

この点、審査請求人は、地方税法 15 条の 7 第 1 項 2 号の「滞納処分

をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に基づき、そもそも滞納処分をしないとの判断をすべきであったから不当である旨の主張をする。

しかし、地方税法 331 条 1 項は、徴収法 75 条から 78 条までに差押禁止財産の定めが置かれて生活困窮への配慮がされていることを前提として、審査請求人が主張するような例外を認めておらず、あくまで滞納処分後に裁量により停止ができる要件を定めるのみである。

ウ したがって、この点の審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

よって、本件処分については、取消原因となるべき違法又は不当な点は認められず、不服申立手続に違法又は不当な点も認められないので、審査庁は本件審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会

会長 菅 沼 篤 志

委員 面 川 典 子

委員 金 矢 拓

(別紙 1)

本件に関する法の定め

地方税法 15 条 1 項

地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1 年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- (2) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (3) 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- (5) 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。

地方税法 15 条の 5 第 1 項

地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予又は第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1 年を超えることができない。

- (1) その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の

維持を困難にするおそれがあるとき。

(2) その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

地方税法 15 条の 6 第 1 項

地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、1 年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

地方税法 331 条

市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第 1 号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第 1 項第 1 号に規定する 10 日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第 13 条の 2 第 1 項各号の一

に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第 114 条第 1 号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第 1 項から第 3 項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第 86 条第 1 項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

地方税法附則 59 条 1 項

地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条第 1 項及び附則第 61 条第 1 項において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響により令和 2 年 2 月 1 日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実(次項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。)がある場合において、これらの者が特定日(徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日をいう。第 1 号において同じ。)までに納付し、又は納入

すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請(地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。)に基づき、その納期限から1年以内の期間(第2号に掲げる地方団体の徴収金については、政令で定める期間)を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

(1) 特定日以前に納税義務又は特別徴収義務の成立した地方税(政令で定めるものを除く。)に係る地方団体の徴収金で、納期限が令和2年2月1日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付し、又は納入すべき税額の確定したもの

(2) 政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金でその納期限が令和2年2月1日以後に到来するもの

2 前項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

3 第15条の2(第1項から第3項までを除く。)、第15条の2の2から第15条の3まで並びに第15条の9第1項及び第2項の規定は、第1項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。この場合において、同条第1項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予、附則第59条第1項の規定による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

4 第 1 項の規定による徴収の猶予は、第 15 条第 3 項に規定する徴収の猶予とみなして、第 15 条の 5 第 1 項、第 15 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 18 条の 2 第 4 項並びに第 20 条の 5 の 3 の規定を適用する。

5 第 1 項の規定による徴収の猶予をした場合における第 15 条第 1 項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合(附則第 59 条第 1 項の規定の適用を受ける場合を除く。)」とする。

6 前各項の規定の適用がある場合におけるこの法律の規定に関する技術的読替えその他当該各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

国税徴収法 75 条

次に掲げる財産は、差し押えることができない。

- (1) 滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
- (2) 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料
- (3) 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物
- (4) 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
- (5) 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前 2 号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）
- (6) 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの
- (7) 仏像、位牌はいその他礼拝又は祭祀しに直接供するため欠くことができ

ない物

- (8) 滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類
- (9) 滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票
- (10) 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具
- (11) 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの
- (12) 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
- (13) 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

2 前項第 1 号（畳及び建具に係る部分に限る。）及び第 13 号の規定は、これらの規定に規定する財産をその建物その他の工作物とともに差し押えるときは、適用しない。

国税徴収法 76 条

給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき 2 以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第 4 号又は第 5 号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

- (1) 所得税法第 183 条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第 190 条（年末調整）、第 192 条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第 212 条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額
- (2) 地方税法第 321 条の 3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
- (3) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 167 条第 1 項（報酬からの保険

料の控除) その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料
(所得税法第 74 条第 2 項 (社会保険料控除) に規定する社会保険料をいう。)
に相当する金額

(4) 滞納者 (その者と生計を一にする親族を含む。) に対し、これらの者が
所得を有しないものとして、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 12 条
(生活扶助) に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその
扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘
案して政令で定める金額

(5) その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の
100 分の 20 に相当する金額 (その金額が前号に掲げる金額の 2 倍に相当する
金額をこえるときは、当該金額)

2 給料等に基き支払を受けた金銭は、前項第 4 号及び第 5 号に掲げる金額の
合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から
次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し
押えることができない。

3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受ける
べき時における給料等とみなして、第 1 項の規定を適用する。この場合におい
て、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支
給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権 (以下「退職手当等」とい
う。) については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差
し押えることができない。

(1) 所得税法第 199 条 (退職所得に係る源泉徴収義務) 又は第 212 条の規定
によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額

(2) 第 1 項第 2 号及び第 3 号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、
これらの規定を適用して算定した金額

(3) 第 1 項第 4 号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものの 3 倍に相当する金額

(4) 退職手当等の支給の基礎となつた期間が 5 年をこえる場合には、そのこえる年数 1 年につき前号に掲げる金額の 100 分の 20 に相当する金額

5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

国税徴収法 77 条

社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項（老齢給付金の支給方法）（同法第 73 条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を含む。）に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第 38 条第 2 項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第 42 条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第 35 条第 2 項（同法第 73 条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

(1) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

(2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

(3) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）

(4) 恩給法（大正 12 年法律第 48 号）（他の法律において準用する場合を含む。）

(5) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

(6) 地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号)

(7) 私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号)。

国税徴収法 78 条

次に掲げる財産 (第 75 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで (農業等に欠くことができない財産) に掲げる財産を除く。) は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

(1) 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地

(2) 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船

(3) 職業又は事業 (前 2 号に規定する事業を除く。) の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産。

(別紙 2)

本件に関する令和 2 年 4 月 30 日付け総税企第 64 号通知

5 期限内に申請できないやむを得ない理由

地方税法附則第 59 条第 1 項の「やむを得ない理由」とは、納税者等が事業につき新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことに伴う貸付けを受けるための手続を行っていたこと等により申請ができなかったことをいうこと。

なお、納税者等が新型コロナウイルス感染症に罹患したため申請ができない場合又はそのまん延防止のための措置の影響により申請ができない場合等には、地方税法第 20 条の 5 の 2 第 1 項及び同項に基づく条例の規定により期限の延長を認めることができることに留意すること。

(別紙 3)

本件に関する令和 3 年 1 月 15 日付け総税企第 11 号通知

2 徴収猶予の特例の対象となり得る納税者等への対応

(1) 期限後申請の宥恕規定の運用

徴収猶予の特例については、令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する地方税が対象であり、徴収猶予の特例の申請期限は納期限となっていますが、感染症の影響により、申請をすることができないことにつきやむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合には、地方税法附則第 59 条第 1 項の規定に基づき、納期限後にされた徴収猶予の特例申請の受付が可能であることに十分留意し、柔軟に対応するようお願いいたします。

3 徴収猶予の特例の猶予期間が終了する納税者等への対応

(1) 納税者等に対する周知・説明

徴収猶予の特例の猶予期間が到来する納税者等に対しては、その猶予期間が終了することを確実に周知するようお願いいたします。

その際、感染症の影響により、引き続き納税が困難な者に対しては、実情を的確に把握した上で、さらなる徴収の猶予又は換価の猶予の対象となり得ること等について積極的に説明するなど丁寧な対応をお願いいたします。